

令和3年(2021年)4月7日

西宮市立学校園保護者様

西宮市教育委員会

「まん延防止等重点措置」が適用されたことを踏まえた学校園における対応について

日頃より本市の教育活動に、ご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染が拡大しており、県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。

「まん延防止等重点措置」は、緊急事態宣言に伴う総合的な制限措置とは異なり、特定地域(西宮市他3市)において、特定の業態(営業や企業の状態、形態)に関する活動を制限するものです。

今回の重点措置の対象は、特定地域における夜の飲食等を制限するものであり、教育活動を制限するものではありません。

本市としましては、引き続き、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行ってまいります。

各家庭におかれましても下記の内容について、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 教育活動

県内に「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえ、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行ってまいります。

県外で活動する場合(修学旅行を含む)においては、感染防止対策が取られていることを確認のうえ、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施いたします。

特に感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定してまいります。

2 令和3年度 入学式・入園式について

入学式・入園式の開催にあたっては、時間の短縮や参加人数の制限(来賓の不参加など)等工夫いたします。また、参加される方々にはマスクの着用、消毒など感染予防対策の徹底をお願いいたします。

3 宿泊的行事について

修学旅行を含む集団宿泊的行事等については、まん延防止等重点措置実施区域外において、感染防止対策を徹底しながら実施いたします。

<裏面に続く>

4 部活動

県内に「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえて、十分な感染防止対策を実施したうえで活動をしてまいります。活動時間は、「西宮市立中学校の部活動方針」、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日 2時間程度、土日1日 3時間程度の実施といたします。

県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせる(※を除く)とともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数(応援を含む)、移動方法については慎重に選定してまいります。

合宿については、まん延防止等重点措置実施区域では実施いたしません。

【部活動の取扱い】

区 分	まん延防止等重点措置期間	
	県内	県外
練習試合・合同練習	○	○
宿泊を伴う活動(合宿等)	○ (まん延防止等重点措置実施地区は×)	○ (まん延防止等重点措置実施地区は×)
公式試合(全国大会・国民体育会等 その予選を含む)※	○	○

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認し、その徹底を図ってまいります。

5 ご家庭へのお願い

児童生徒の感染は家庭内感染が主となっていることから、各家庭において、引き続き、次のような感染予防対策をお願いします。

各家庭において、引き続き、次のような感染予防対策をお願いします。

(1) 感染源を絶つ

発熱や咳などの風邪のような症状が見られるときは自宅で休養させてください。

また、感染拡大の防止の観点から、健康状態の確認(検温等)を行ってください。

(2) 感染経路を絶つ

手洗いや咳エチケットを徹底してください。

(3) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事をとり、規則正しい生活をお願いします。

(4) 不要不急の外出を自粛いただきますようお願いいたします。

以上